

函館市港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 2 7 号

函館市港湾施設管理条例の一部を改正する条例

函館市港湾施設管理条例（平成 1 2 年函館市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 2 項中「許可」の後ろに「（第 2 0 条第 1 項に規定する特定施設であって市長が定める港湾施設に係る許可を除く。）」を加える。

別表第 1 中

6 可動橋施設 使用料	総トン数 1 トンまでごと に使用 1 回につき	1円94銭
----------------	-----------------------------	-------

を

6 可動橋施設 使用料	総トン数 1 トンまでごと に使用 1 回につき	1円94銭	
7 函館クルーズターミナル 使用料	(1) 船舶により旅客を運送する事業を営む者がする函館クルーズターミナルの一般使用（入港時において当該船舶に旅客が乗船している場合における一般使用に限る。）1 回につき (2) 船舶により旅客を運送する事業を営む者がする函館クルーズターミナルの一般使用（入	外航船舶 以外の船 舶	外航船舶
		入港時に おける当 該船舶の 旅客の数 に 330円 を乗じて 得た額	入港時に おける当 該船舶の 旅客の数 に 600円 を乗じて 得た額
		出港時に おける当 該船舶の 旅客の数	出港時に おける当 該船舶の 旅客の数

に、

	港時において当該船舶に旅客が乗船していない場合であって、出港時において当該船舶に旅客が乗船しているときにおける一般使用に限る。) 1回につき	に 330円 を乗じて 得た額	に 600円 を乗じて 得た額
--	--	-----------------------	-----------------------

「7 移動式荷役機械使用料」を「8 移動式荷役機械使用料」に、「8 冷凍コンテナ用電気供給施設使用料」を「9 冷凍コンテナ用電気供給施設使用料」に、「9 公共空地占用料」を「10 公共空地占用料」に、「10 水域占用料」を「11 水域占用料」に、「11 土砂採取料」を「12 土砂採取料」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の函館市港湾施設管理条例（以下「新条例」という。）別表第1（函館クルーズターミナル使用料に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の函館クルーズターミナルの一般使用（船舶の入港が施行日以後である場合における一般使用に限る。）に係る使用料について適用する。
- 3 函館クルーズターミナルの一般使用について新条例第5条（新条例第20条第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けようとする者は、施行日前においても、新条例第5条の規定の例により、その申請を行うことができる。
- 4 市長は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、新条例第5条および第6条の規定の例により、当該許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日以後は、新条例第5条（新条例第20条第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可とみなす。

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。